

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4 階

ネットでの購入や予約サイトによる宿泊における適格請求書の特例

Q 当社は事業に必要な物品をネットで購入することがよくあります。また、出張時の航空券やホテルの予約などで予約サイトを利用することもあります。仕入税額控除をするためには適格請求書が必要ですが、この場合、出品者やホテルからか、仲介業者からなのか、どちらの業者からもらえばよいのでしょうか？

解説

ネット通販や出張時の予約サイトの利用時の適格請求書の取り扱いについて、**媒介者交付特例**というものがあります。

1. 媒介者交付特例とは？

媒介者交付特例とは、一定の要件を満たした場合に、**実際の販売者やサービス提供者に代わって、仲介業者（プラットフォーム事業者）が適格請求書を交付できる制度**で、例えば、EC モールでの商品販売、ホテル予約サイト経由の宿泊予約などで利用されています。

2. ネット通販の例

通常は出品者が購入者に対して適格請求書を発行しますが、媒介者交付特例を使うと仲介業者が発行することができます。この特例を利用するためには、①仲介業者が取引を仲介していること、②**出品者と仲介業者がともに適格請求書発行事業者**であること、③仲介業者が交付する適格請求書に**出品者の登録番号などを記載すること**などが必要です。

3. ホテル予約サイトの例

通常はホテル側が宿泊客へ適格請求書を発行しますが、ホテルが個別に適格請求書を発行しないケースがあります。そこで媒介者交付特例を適用すると、**予約サイトがホテルに代わって適格請求書を発行**し、宿泊客に渡すことができます。

Agoda や Booking.com など海外のサイトを使っている場合、**予約サイトが日本のインボイス登録をしていない場合は、媒介者交付特例は使えません**。この場合、海外予約サイトが日本のホテルが発行すべき適格請求書を**代理で交付**している場合がありますので、予約サイトが発行している請求書の内容をよく確認する必要があります。

要するに…

会社の経理の方は、アマゾンでの買い物や予約サイトでのホテル予約の場合、**発行される請求書に、適格請求書の登録番号が記載されているか**をよく確認する必要があります。海外の予約サイトの領収書には**予約サイト自身の登録番号が記載されていれば媒介者交付特例**を適用している可能性が、**ホテルの登録番号が記載されていれば代理交付**の可能性ががあります。